

近畿大学遺失物取扱規程

令和4年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、本学構内において拾得した遺失物の取扱いについて、定めるものとする。

(遺失の届出)

第2条 大学運営本部学生部学生課（以下「学生課」という。）は、遺失した旨の届出があったときは、遺失物届出簿に必要事項を記入させるものとする。

(拾得の届出)

第3条 本学構内において、遺失物を拾得した者（以下「拾得者」という。）は、速やかに学生課に届け出なければならない。

2 本学教職員又は本学委託業者が業務中又は業務と関連して拾得した場合は、施設占有者である本学を拾得者とする。

3 第1項の届出があった場合学生課は、拾得者に対し、当該拾得物に対する所有権並びに費用及び報労金を受け取る権利その他の拾得者に関する権利（以下「拾得者権利」という。）を放棄するかどうかを確認しなければならない。

4 拾得者は、届出の際その他適宜に、拾得者権利を放棄することができる。

(拾得物の受理)

第4条 拾得物は、遺失物届出簿に、拾得の日時・場所、拾得者の氏名、拾得者権利放棄の有無その他の必要事項を記入したうえで、受理しなければならない。

2 拾得物の受理において、拾得者の請求があったときは、預り書を交付するものとする。

3 預り書の交付を請求しなかった拾得者が、その拾得者権利の行使として拾得物の引渡を請求できる日から1カ月以内に引渡を申し出ないときは、拾得者権利を放棄したものとみなす。また、引渡の申出から1カ月以内に引渡を受けないときも同様とする。

(遺失者への通知・返還)

第5条 学生課は、拾得物を受理した場合、遺失者の捜索に努めなければならない。ただし、捜索は最長でも7日間を目途とし、次条の届出を不当に遅延させてはならない。

2 学生課は、遺失者が判明した場合、当該遺失者に対し、書面、電話その他の適切な方法により、速やかに遺失物拾得の通知をしなければならない。

3 遺失者に拾得物を引き渡すときは、その特徴又は内容等を指摘させ正当な権利者であることを確認したうえで、受領書に必要事項の記入及び署名又は押印をさせた後に引き渡すものとする。

4 学生課は、拾得物を受理した場合、速やかに拾得物の種類及び特徴並びに物件の拾得の日時及び場所その他必要な事項を記載した物件一覧簿を作成し、遺失者及びその関係者の閲覧に供するものとする。

(遺失物の届出)

第6条 学生課は、遺失者が判明しない場合、遺失物届出簿にその旨を記入のうえ、速やかに当該遺失物を所管警察署長に届出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学は、拾得物の交付又は拾得の日から2週間以内に、法令に定める事項を所管警察署長へ届け出ることにより、自ら拾得物を保管することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する拾得物は、この限りでない。

- (1) 10万円以上の現金、有価証券又は貴金属等
 - (2) 法令等によりその所持が禁止されている物
 - (3) クレジットカードその他個人情報記載された文書、図画又は電磁的記録（ただし、本学の発行する学生証を除く。）
 - (4) 携帯電話、スマートフォン、パソコンその他これらに類する電子機器
 - (5) 拾得者が拾得者権利を放棄する意思を表示しなかった物
 - (6) その他本学が届け出る必要があると判断した物
- (遺失物の保管・処分)

第7条 本学は、善良な管理者の注意をもって拾得物を保管しなければならない。

2 本学は、前条第2項に基づき保管する拾得物（以下「保管拾得物」という。）を、原則として、当該保管拾得物について所管警察署長が公告した日（以下「公告日」という。）から3カ月間保管する。

3 前項の規定にかかわらず、公告日から2週間が経過した保管拾得物のうち次の各号のいずれかに該当するものは、所管警察署長に届出のうえ、売却することができる。

- (1) 傘、衣類、履物又は自転車
- (2) 衣服と共に身に着ける繊維製品又は皮革製品
- (3) 動物

4 本学は、保管拾得物が滅失し、若しくは毀損するおそれがあるとき、又はその保管に過大な費用若しくは手数を要するときは、前2項の規定にかかわらず、所管警察署長に届出のうえ、これを売却することができる。

5 前2項に規定する場合において、買受人がないとき又は費用若しくは保管拾得物の性質に鑑み売却が適当でないときは、当該保管拾得物について、廃棄、学生施設への寄贈、社会福祉施設への寄贈その他適切な方法により処分することができる。

6 本学は、前3項に基づき保管拾得物について売却又は処分を行った場合、次の各号に掲げる事項を帳簿に記録して保存するものとする。

- (1) 売却した場合
 - ① 売却の日、理由、方法及び経過
 - ② 買受人の氏名及び連絡先
 - ③ 売却の代金及び費用

- (2) 処分した場合
処分の日、理由及び方法

(報労金等)

第8条 遺失物に関する報労金については、遺失者と拾得者との話し合いに一任するものとする。

2 本学は、原則として、費用及び報労金を受け取る権利を行使しない。

(権利の帰属)

第9条 次の場合、当該拾得物に関する拾得者権利は、本学に帰属する。

- (1) 拾得者が不明のとき
- (2) 拾得者が権利を放棄したとき
- (3) 拾得者が教職員又は本学委託業者であるとき

(帳簿の保管期間)

第10条 拾得物に関する遺失物届出簿その他の書面の保管期間は、3年とする。

(その他)

第11条 遺失物の取扱については、この規程に定めるほか、所管警察署等の指導ないし協力のもと、適切に行うものとする。

附 則

この規程は、昭和53年9月20日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日)

この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日)

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日)

この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日)

この規程の改正は、令和4年4月1日から施行する。